平成２７年（フ）第１７０号
三重県津市修成町16―１、住民票上の住所愛知県江南市小脇町小脇188番地
債務者　村田　昭也
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７１号
三重県津市寿町８番18号　いきいきはうすＮ号室、前住所三重県津市中河原401番地　レオパレス東橋内210
債務者　利倉　　勉
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３０号
三重県桑名市長島町松ケ島30番地２
債務者　藤田千香子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
三重県桑名市長島町松ケ島30番地２
債務者　上野　典子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
三重県四日市市前田町14番20号　菜の花苑
債務者　奥田　幸恵
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
三重県四日市市桜台１丁目38番地７、前住所三重県鈴鹿市伊船町2843番地７
債務者　渡瀬　祐子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
三重県桑名市大字東方411番地　暁第二ハイツ104号、前住所三重県桑名市大字江場93番地
債務者　石原　司道
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
京都市下京区西之町161番地　８棟208、前住所京都市西京区松尾大利町98番地11　Ｃａｎｄｙ　Ｂｏｘ　201号
債務者　岡本　恭維
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４６号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地31―312
債務者　川端　　博
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８０号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字代理分40番地１
債務者　上田　高史
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８７号
京都市山科区日ノ岡鴨土町12番地
債務者　片石太圭史（旧氏名片石健）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
愛媛県松山市朝生田町２丁目１番１号　第92杉フラット306号
債務者　佐久間幹夫
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６５号
愛媛県松山市朝生田町２丁目１番１号　第92杉フラット306号
債務者　増渕由美子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７０号
愛媛県松山市西垣生町510番地３　エトワール・スピカ102号
債務者　金森　久美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
福岡県大川市大字一木454番地１
債務者　大石　耕士
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
佐賀市東佐賀町３番10号　パナハイツ末次１Ｆ―Ｂ
債務者　森田真規子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
佐賀市久保泉町大字川久保2668番地
債務者　濱口　和人
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係